

草津都市計画道路の変更（群馬県決定）

1. 都市計画道路中 3・5・3 号上新田滝尻原線を廃止する。
2. 都市計画道路中 3・5・4 号新田天狗山線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な 経由地	延長	構造 形式	車線の 数	幅員	地表式の区間における 鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・5・4	新田天狗山線	草津町 大字草 津字新 田町	草津町 大字草 津字白 根	草津町 大字草 津字堂 裏	約 1,830m	地表式	2車線	12.0m	幹線街路と平面 交差1箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由

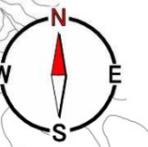
草津町では、少子高齢化、人口減少社会が到来する中で、社会経済情勢も変化していることから、既存の道路ネットワークを再構築していく必要があるため、都市計画道路の未整備区間を対象に必要性及び実現性の検証を行った。

3・5・3号上新田滝尻原線は、市街地の西部と東部を結ぶ幹線街路である。当該路線について、上記の検証を行った結果、都市計画決定時と比べて必要性が大きく低下し、廃止しても道路ネットワーク上、支障がないことから、全線廃止するものである。

3・5・4号新田天狗山線は、中心市街地の主要な道路であるとともに、草津温泉スキー場に連絡し、広域道路網としての役割も担う幹線街路である。当該路線について、上記の検証を行った結果、一部区間は代替路線（現道）が整備・供用されていることから、当該区間の線形を現道に変更するものである。

併せて3・5・4号新田天狗山線の車線数を決定する。

# 総括図



凡 例	
用途地域	形態規制
	第一種中高層住居専用地域 (200/60)
	第二種中高層住居専用地域 (200/60)
	第一種住居地域 (200/60)
	第二種住居地域 (200/60)
	近隣商業地域 (300/80)
	商業地域 (500/80)
	準工業地域 (200/60)
	観光地区
そ の 他	
	都市計画区域
	都市計画道路
	都市計画公園

凡例

変更しない区間	
変更する区間	変更前
	変更後

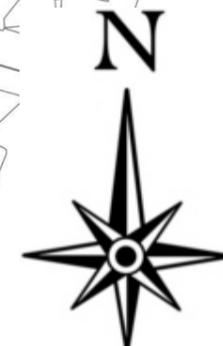
3・5・4号 新田天狗山線 W=12m L=1,940m (県決定)  
 3・5・4号 新田天狗山線 W=12m L=1,830m 2車線 (県決定)

3・5・3号 上新田滝尻原線 W=12m L=1,770m (県決定)  
 廃止 (県決定)

3・4・2号 ターミナル新田線 W=16m L=150m (県決定)  
 廃止 (町決定)

S=1:2,500 (A3)  
0 10 50 100

# 計画図 (1 / 4)



3・5・4 新田天狗山線 W=12m L=1,940m (県決定)  
3・5・4 新田天狗山線 W=12m L=1,830m 2車線 (県決定)

西の河原堰堤

へび沢

凡例

変更前	
変更後	
変更しない区間	

S=1:2,500 (A3)  
0 10 50 100



3・5・4 新田天狗山線 W=12m L=1,940m (県決定)  
3・5・4 新田天狗山線 W=12m L=1,830m 2車線 (県決定)

草津中学校

3・4・1 上新田運動茶屋線 W=16m L=540m

草津小学校 1228.9

3・5・3 上新田滝尻原線 W=12m L=1,770m (県決定)  
廃止 (県決定)

凡例

変更前	—
変更後	—
変更しない区間	—

計画図 (2 / 4)

S=1:2,500 (A3)

0 10 50 100

# 計画図 (3 / 4)



3・5・4 新田天狗山線 W=12m L=1,940m (県決定)

3・5・4 新田天狗山線 W=12m L=1,830m 2車線 (県決定)

湯畑

7・7・1 湯畑立町線 W=6m L=240m

16m

12m

草津町役場

草津

16m

12m

3・4・2 ターミナル新田線 W=16m L=150m (県決定)  
廃止 (町決定)

凡例

変更前	
変更後	
変更しない区間	

3・5・3 上新田滝尻原線 W=12m L=1,770m (県決定)  
廃止 (県決定)

S=1:2,500 (A3)  
0 10 50 100

# 計画図 (4 / 4)



湯川

12m

国道292号

公共下水道  
終末処理場

W

1106.7

3・5・3 上新田滝尻原線 W=12m L=1,770m (県決定)  
廃止 (県決定)

凡例

変更前	
変更後	
変更しない区間	